

○田尻町吉見ノ里駅前広場の設置及び管理に関する条例

令和4年9月26日田尻町条例第16号

田尻町吉見ノ里駅前広場の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 町民や来訪者の利便性及び安全性の向上を図り、多様な世代間交流を促し、にぎわいを創出するため、吉見ノ里駅前広場（以下「駅前広場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駅前広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 吉見ノ里駅前広場
- (2) 位置 田尻町吉見 601 番地 8 及び 601 番地 9

(施設)

第3条 駅前広場に、次の施設を置く。

- (1) コミュニティ施設
- (2) にぎわいゾーン
- (3) まちあいゾーン
- (4) 交通島

(利用時間)

第4条 駅前広場の利用時間は、コミュニティ施設及び交通島を除き終日とする。ただし、にぎわいゾーンを専用して使用する場合は規則で定める。

2 コミュニティ施設及び交通島の利用時間は規則で定める。

(管理)

第5条 駅前広場の管理は、田尻町長（以下「町長」という。）が行うものとする。ただし、町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に駅前広場の管理を行わせることができる。

(使用の許可)

第6条 駅前広場において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

- (1) 施設（電源設備を含む。）の全部又は一部を専用して使用すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が許可を要すると認める行為をすること。

2 町長は、前項に掲げる行為が駅前広場の管理上支障がないと認めるときは、許可を与えることができる。

3 町長は、第1項の許可には、使用範囲、使用方法その他必要な条件を付することができる。

(使用料)

第7条 駅前広場の使用料は、無料とする。ただし、前条第1項第1号に規定する行為をする者は、別表に定める額の使用料を納入しなければならない。

2 前項ただし書に定める使用料は、前納とする。ただし、町長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、第10条第4号から第6号までの規定により、使用の許可を取り消したとき、その他特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第8条 町長は、特に必要であると認める場合は、規則に定めるところにより、使用料を免除し、又は減額することができる。

(原状回復)

第9条 第6条の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用后直ちに使用場所を原状に復さなければならない。次条の規定により使用の停止を命じられたとき、許可を取り消されたとき、又は第13条の規定により中止命令及び撤去命令等を受けたときも、また同様とする。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、町長においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(許可の取消し等)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の許可の条件を変更し、又は許可に係る使用の停止を命じ、若しくは許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が許可の条件に違反したとき。
- (2) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (4) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。
- (5) 天候により施設の管理上支障をきたす恐れがあると判断したとき。
- (6) 災害その他特別の事由が発生したとき。

(目的外使用等の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(行為の禁止)

第12条 駅前広場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第7号から第14号までに掲げる行為を町及び町の執行機関が主催等するとき、又は第7号から第9号まで、及び第11号に掲げる行為について第6条の規定に基づき町長が許可した場合は、この限りでない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある行為をすること。
- (2) 球戯、ローラースケートその他これらに類する行為をすること。
- (3) 施設、備品等をき損し、又は汚損すること。
- (4) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。

- (5) 騒音又は大声を発し、暴力を用いる等利用者及び近隣住民等に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (6) ごみその他の汚物を捨て、又は放置すること。
- (7) 駅前広場の全部又は一部を独占して使用すること。
- (8) 火気等を使用すること。
- (9) 物品を販売し、又は頒布する行為をすること。
- (10) 特別の施設を設け、又は既存の設備を変更すること。
- (11) 所定の場所以外へ車両（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条に規定する道路運送車両をいう。）を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (12) 金品の寄附募集等の行為を行い、又は行わせること。
- (13) 広告物又はこれに類する物を設置し、掲示し、又は頒布すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、駅前広場の適正な管理及び秩序の維持並びに災害の防止に支障のある行為をすること。

（中止命令及び撤去命令等）

第 13 条 町長は、前条各号に違反した者に対しては、その行為を中止させ、若しくは駅前広場から退去させ、又は当該物件の撤去を命じることができる。

2 町長は、前項の規定により物件の所有者が判明しないときは、自らこれを撤去することができる。

（使用の禁止又は制限）

第 14 条 町長は、駅前広場の損壊その他の理由により、その使用が危険であると認められる場合又は駅前広場に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、駅前広場を保全し、又は駅前広場を使用する者の危険を防止するため、区域を定めて駅前広場の利用を禁止し、又は制限することができる。

2 町長は、町及び町の執行機関が主催等する事業等で駅前広場を使用するとき及び第 6 条の規定により使用を許可したときは、区域を定めて駅前広場の使用を禁止し、又は制限することができる。

3 駅前広場の全部又は一部の使用を禁止し、又は制限したときは、その旨を駅前広場内に掲示する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りではない。

（賠償）

第 15 条 施設、備品等をき損し、汚損し、又は滅失した者は、町長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第 16 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 施設の利用の許可等に関する業務
- (2) 施設及び設備等の維持管理に関する業務
- (3) 施設を活用した各種の催しの企画及び実施に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

(指定管理者の公募)

第 17 条 町長は、第 5 条ただし書の規定による指定をしようとするときは、規則の定めるところにより、公募しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第 18 条 第 5 条ただし書の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募に応じ、規則の定めるところにより、町長に申請しなければならない。

(指定管理者の選定)

第 19 条 町長は、前条による申請があったときは、当該申請者について、次の各号に掲げる基準に照らして総合的に審査し、第 16 条各号に掲げる業務を最も適正かつ確実に行うことができるものを指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 施設の利用が確保されるように適切な管理を行うことができること。
- (2) 施設の設置の目的を効果的に達成するとともに、その管理にかかる経費の縮減を図ることができること。
- (3) 第 16 条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基盤を有していること。
- (4) その他町長が規則で定めること。

(指定管理者の指定)

第 20 条 町長は、前条の規定により指定管理者の候補者として選定されたものについて、法第 244 条の 2 第 6 項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

(指定管理者の指定の公告)

第 21 条 町長は、前条の規定による指定があったときは、当該指定管理者の名称及び所在地並びに指定期間を公告しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第 22 条 指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第 24 条第 1 項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 施設の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収入の実績
- (3) 施設の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定管理者による施設の管理実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(業務報告の聴取等)

第 23 条 町長は、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定管理者の指定の取消し等)

第 24 条 町長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 前条の指示に従わないとき。
- (2) 第 19 条各号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるとき。

2 町長は、前項の規定により、指定を取り消したときは、その旨を公告しなければならない。

3 第 1 項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、町は、その責めを負わない。

(原状回復義務)

第 25 条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第 1 項の規定により、指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金)

第 26 条 第 5 条ただし書の規定により施設の管理を指定管理者に行わせるときの施設使用料に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入とすることができる。

2 前項の場合において、使用者は、第 7 条の規定にかかわらず、前項により指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。

3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。これを変更するときも、また同様とする。

4 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、同項の規定により利用料金を定めることが適当でないときとは、あらかじめ町長の承認を得て、利用料金を定めることができる。

5 町長は、前項の承認の申請があったときは、当該申請に係る利用料金が次の各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

- (1) 第 16 条各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。
- (2) 利用者の利便に資するために必要と認められるものであること。
- (3) 使用料に照らして妥当なものであること。

6 指定管理者は、第 4 項の承認を受けた利用料金を駅前広場において、公衆の見やすいように掲示しておかななければならない。

(利用料金の減免)

第 27 条 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第 28 条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により施設を利用できないときは、利用料金を還付することができる。

(損害賠償義務)

第 29 条 指定管理者は、故意又は過失により施設の設備等を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を町に賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第 30 条 指定管理者の役員（法人でない指定管理者にあつては、その構成員）及びその職員又はこれらの者であった者は、第 16 条各号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 田尻町個人情報保護条例（平成 12 年田尻町条例第 33 号）第 8 条から第 10 条まで及び第 12 条の規定は、指定管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「個人情報」とあるのは、「個人情報（指定管理者に係るものに限る。）」と、同条例第 9 条第 1 項第 5 号中「他の実施機関」とあるのは「町の実施機関」と読み替えるものとする。

(読み替え)

第 31 条 第 5 条ただし書の規定により施設の管理を指定管理者に行わせるときは、第 6 条、第 10 条及び第 12 条から第 14 条までの規定中「町長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第 32 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

(田尻町暴力団等排除条例の一部改正)

第 2 条 田尻町暴力団等排除条例（平成 24 年田尻町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
	件名		件名
(略)	(略)	(略)	(略)
16	たじりっち広場条例(令和2年田尻町条例第1号)	16	たじりっち広場条例(令和2年田尻町条例第1号)
17	<u>吉見ノ里駅前広場の設置及び管理に関する条例(令和4年田尻町条例第 号)</u>		

(田尻町報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第3条 田尻町報酬及び費用弁償条例(昭和27年田尻町条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	日額	(略)	日額
田尻歴史館指定管理者候補者選定委員会委員	7,500	田尻歴史館指定管理者候補者選定委員会委員	7,500
<u>吉見ノ里駅前広場指定管理者候補者選定委員会委員</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)

別表 施設使用料(第7条関係)			
使用区分			使用料
施設名	単位	使用時間	
コミュニティ施設	1施設	1時間	300円
コミュニティ施設	1区画	1時間	400円
以外の施設	電源盤1基	1時間	50円
<p>1 この表中1時間に満たない使用時間の端数は1時間とみなす。</p> <p>2 使用時間には、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含むものとする。</p> <p>3 1区画の面積は、15平方メートル以内とする。</p>			